

長野市学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市学校給食用物資（「以下「物資」という。」）を納入する業者（以下「納入業者」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2 納入業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を満たしていなければならない。ただし、地場産物等の生産者等にあつては、第1号についてこの限りではない。

- (1) 長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他関連法令等を遵守していること。
- (3) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理していること。また、従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (4) 学校給食の実施に必要な物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を原則として有すること。また、不測の事態においても迅速に対応することができること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）に基づく営業許可を有する者及び営業の届出を要する者にあつては、食品衛生監視票（保健所が発行する食品衛生監視票をいう。以下同じ）の評点が良好であること。

(指定の申請)

第3 申請者は、長野市学校給食用物資納入業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請するものとする。

- (1) 食品衛生監視票の写し
- (2) 営業許可書（食品衛生法の規定に該当する場合）
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(指定の通知)

第4 教育委員会は、第3に規定する申請があつたときは、納入業者としての指定の適否について長野市学校給食センター等運営審議会において承認するものとする。

2 教育委員会は、前項の結果を、長野市学校給食用物資納入業者指定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(指定の期間)

第5 指定の有効期間は、当該審査を実施した年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

2 当該期間の中途の指定にあつては、指定の日から前項の有効期間の満了する日までとする。

(記載事項の変更)

第6 指定業者は、長野市学校給食用物資納入業者指定申請書（様式第1号）に記載した事項に変更が生じたときは、長野市学校給食用物資納入業者指定申請書記載事

項変更届（様式第4号）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（指定の取消）

第7 教育委員会は、指定業者（納入業者に指定された者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定の取り消し等を行うことができる。

（1）第2で定める要件を満たさなくなったとき。

（2）不正または重大な過失があったとき。

（3）その他教育委員会が不適当と認めたとき。

（適用除外）

第8 公益財団法人長野県学校給食会が指定するパン・米飯・ソフト麺の委託加工業者及び長野県で決定された業者については、この要綱の規定から除外する。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

（経過措置）

第2第5号の規定について、令和7年度に本市学校給食の物資納入実績を有する者にあつては、令和10年3月31日までの間に限り免除することができる。

様式第1号（第3関係）

長野市学校給食用物資納入業者指定申請書

年 月 日

（宛先）長野市教育委員会

（申請者）住 所

氏 名

連絡先（電話）

法人にあっては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名

年度長野市学校給食用物資納入業者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者の営業形態等

営業所所在地	〒		
設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	円
従 業 員 数	人		
店 舗	有（ 冷凍庫・冷蔵庫 ） ・ 無		
倉 庫	有（ 冷凍庫・冷蔵庫 ） ・ 無		
業 態	生 産・製 造・加 工 卸 売・販 売	長野市物品等入 札資格参加者名 簿への登録の有 無	有 ・ 無
輸 送 方 法	・貨物車 大型車：冷凍車・冷蔵車・保冷車・その他 普通車：冷凍車・冷蔵車・保冷車・その他 軽自動車：冷凍車・冷蔵車・保冷車・その他		
	・その他 自家用：冷凍車・冷蔵車・保冷車・その他 委 託：冷凍車・冷蔵車・保冷車・その他 その他の車：冷凍車・冷蔵車・保冷車・その他		
学 校 給 食 の 納 入 実 績	年 か月（市町村名）		
電 話 番 号		F A X 番 号	
メー ル		担 当 者 氏 名	

2 希望納入物資

番号に○を付けてください。

番号	物資
1	魚介類・練り製品
2	肉類・肉加工品類
3	卵類
4	大豆製品・こんにゃく類
5	青果物・きのこ類
6	味噌・醤油
7	乾物

番号	物資
8	冷凍食品
9	調味料類
10	缶詰類
11	乳製品
12	穀類
13	麺類
14	その他 ()

3 納入可能な給食施設

番号に○を付けてください。

番号	給食施設名
1	長野市第一学校給食センター
2	長野市第二学校給食センター
3	長野市第四学校給食センター
4	戸隠学校給食共同調理場

番号	給食施設名
5	鬼無里学校給食共同調理場
6	大岡学校給食共同調理場
7	信州新町学校給食共同調理場
8	中条学校給食共同調理場

4 関係書類

- (1) 食品衛生監視票の写し
- (2) 営業許可書の写し（食品衛生法の規定に該当する場合）
- (3) 誓約書

様式第2号（第3関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）長野市教育委員会

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

長野市学校給食用物資納入業者指定申請に際し、提出した書類の記載内容は、事実と相違ありません。また、次に掲げる事項を遵守します。

1. 上記の申請に当たり、法令等を遵守すること。
2. 出庫時には、必ず品質の確認をすること（賞味・消費期限、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）。
3. 配送は迅速に行い、品質の低下がないよう温度管理に注意すること。
4. 検収時に不合格だった場合は、速やかに必要な量を確保し、再度納品を行うこと。
5. 納入先の指定の日時及び場所に、指定の方法で納入すること。

年 月 日

様

長野市教育委員会

長野市学校給食用物資納入業者指定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった学校給食用物資納入業者指定申請については、審査の結果、学校給食用物資納入業者として指定することを（承認・不承認）することに決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 指定期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 指定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取り消し等を行うことがあります。

- (1) 長野市学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱第2で定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 不正または重大な過失があったとき。
- (3) その他教育委員会が不適當と認めたとき。

3 不承認の場合の理由

様式第 4 号（第 6 関係）

長野市学校給食用物資納入業者指定申請書記載事項変更届

年 月 日

（宛先）長野市教育委員会

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあっては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

長野市学校給食用物資納入業者指定申請書の記載事項に変更が生じたので、長野市学校給食用物資納入業者の指定に関する要綱第 6 の規定により次のとおり届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後